

相馬中村藩の製塩遺跡とソルトロード

2021/03/14 佐々木慎一

1 近世宇多の製塩遺跡

宇多郡の製塩遺跡日本百景の一つに数えられる松川浦県立自然公園の北側に位置していた新沼浦^{にいぬまうら}は、大正9年～昭和41年（1920～1966）にかけての干拓事業を経て、現在は工業団地として利用されている。この旧新沼浦の縁辺で営まれた製塩遺跡の中で、特に規模が大きい唐崎遺跡^{からさき}（仙台領）と鷺塚遺跡^{わしづか}（相馬領）においては、近世～近代にかけての製塩に係わる塩田^{かんすいぞう}や鹹水槽^{かまやあと}また釜屋跡など一連の作業課程を示す施設や道具類が発見されました。

—塩づくりの歴史—

（揚浜法） 中世～近世

塩田を作り、人力で海水を汲んで海水を撒き、沼井により鹹水（濃度の濃い塩水）を作り煮詰める方法です。

（入浜法） 近世

入浜法（いりはまほう）には、自然砂浜を利用した入浜系塩尻法と簡素な防潮堤を築いた古式入浜とに分けられます。いずれも干潟が発達した地域に作られ、干満時の海面の高低差を利用して、塩田に海水を引き入れる方法です。塩田を囲う堤防を構築することによって、満潮でも干潮でも作業が行われるようになりました。相馬中村藩では、元和元年（1615）下総国行徳（現；千葉県市原市）の人である玄蕃が、宇多郡和田村に来て入浜製塩法を伝授と記録されている。（奥相志）

○ 鷺塚遺跡^{わしづか}（相馬藩領）

12基の製塩場と塩田が確認されました。製塩場からは、釜屋跡と土舟形鹹水槽が確認され、塩田からは、採鹹作業^{さいかん}にともなう浜溝や沼井跡が確認されました。この鷺塚遺跡の調査によって製塩場と塩田の様相が判明しました。（鷺塚遺跡復元予想図）



鷺塚遺跡製塩場俯瞰図

○ 唐崎遺跡^{からさき}（伊達藩領）

塩田内に5基の製塩場が確認されました。釜屋跡や土舟形鹹水槽^{かまやと どぶねがたかんすいぞう}の作り替えがなく、製塩場を増やしながら長い間操業されていました。

全体としては、1700年代の終わり頃から1900年代の初め頃まで製塩業が営まれていたことがわかりました。



唐崎遺跡俯瞰図

— 塩づくりに関する用語 — ※用語は、独特な言葉が使用されています。

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ・鹹砂（かんしゃ） | 塩分が付着した砂 |
| ・鹹水（かんすい） | 塩分濃度の濃い塩水 |
| ・採鹹作業（さいかんさぎょう） | 海水濃縮の作業全体を表す用語 |
| ・撒潮（さんちょう） | 毛細管現象を促すために、海水をまくこと |
| ・爬砂（はしゃ） | 鹹砂の面に万鋬を使用して筋状の溝をつけ、蒸発を促すこと |
| ・骸砂（がいしゃ） | 鹹砂を沼井で漉（こ）した後に残った砂 |
| ・撒砂（さんしゃ） | 沼井に入れた砂を塩浜もしくは、塩田に撒くこと |
| ・煎熬（せんごう） | 塩釜で海水を煮詰める行為 |

3【相馬中村藩について】

天正18年（1590）に豊臣秀吉より陸奥国行方・宇多・標葉三郡の48,700石の領地を安堵されたことに始まり、中世以来、同一地域を支配する外様藩である。

戦国期から豊臣政権時代には、小高城を拠点としていたが、関ヶ原の戦い以後、徳川家による本領安堵がな成されたことから、拠点を中村に移し、本拠地名から相馬中村藩と称した。中村城は、明治時代に廃されるまでの260年にわたる相馬氏歴代の居城として、藩政の中心でした。

相馬中村藩の名称は、元禄十二年卯年より使用されている。「御城下を奥州相馬中村と唱候様被仰付」

4【在郷給人とは】

- 慶長16年（1611）の中村城の築城の時に、知行28石以上の武士（有力給人）を城下に集住させる。（御家中（府下給人）；蔵前制）

蔵前制；知行地をもたず、領主直轄地から収納される年貢米を米蔵から俸禄米（家禄）を支給される武士。

- 知行27石以下の武士は在村のままとした。（在郷給人；知行制）

知行制；領主から知行地（領地）を分給される給人を知行取

5【相馬中村藩の地方行政】

相馬中村藩陣屋役人役職表

No.	職名	職格	扱い区域	定員	職務大要
1	代官	百石以下家中	郷内	1	一郷内総括陣屋詰
2	郷目付	百石以下家中		1	郷内警務係
3	吟味役	百石以下家中		1	代官補佐事務掛陣屋詰
4	大頭	在郷給人		1	在郷給人総頭役
5	手代	在郷給人		4	陣屋詰金方・地方・勤農等区分民生に預かる
6	新軒掛	在郷給人		1	陣屋付百姓取立掇到役 陣屋詰
7	触頭	在郷給人		2	大頭下役 在郷給人取扱役
8	螺役	在郷給人		不定	軍事螺吹
9	村目附	在郷給人		2	郷目附下役 郷内諸事取締
10	日下石川奉行	在郷給人	指定箇所		日下石御池取締
11	塩本方	在郷給人			郷内製塩所塩世話方
12	江関奉行	在郷給人			郷内用水堰掇到方
13	水奉行	在郷給人			田方水利掇到方
14	鳥目附	在郷給人			鳥禁獵場取締
15	船奉行	在郷給人	指定箇所		海浜舟取締
16	糶奉行	在郷給人			糶掇到方
17	境目附	在郷給人			領境見回取締
18	山横目	在郷給人			山野取締
19	海道奉行	在郷給人			本通取締方
20	御林取立	在郷給人			御林取立世話方
21	植木掛	在郷給人	受持指定箇所		百姓植木方掇到掛
22	駒奉行	在郷給人			馬匹取締
23	塩場奉行	在郷給人			海浜塩場取締
24	塩目附	在郷給人			海浜塩場上下役
25	土手奉行	在郷給人			野馬土手掇到方
26	野犬奉行	在郷給人			山野野火取締
27	漆取立掛	在郷給人			漆植付方掇到方
28	肝煎	百姓		1	一村の統括役
29	検断	家中 給人 百姓	驛馬役		各駅場馬次世話行
30	村長	百姓	村内	2以上	肝煎下役
31	百石頭	百姓	村内		肝煎下役（組頭） 高百石に付き一名を置く

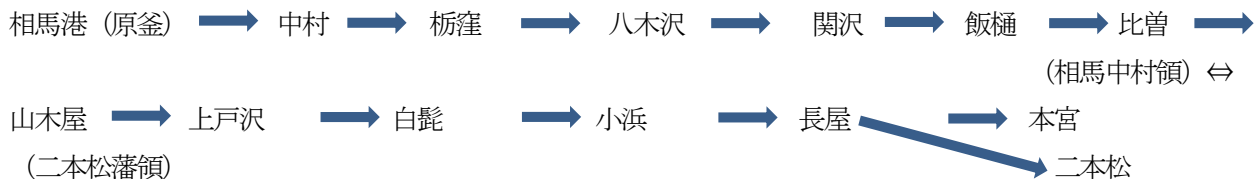
相馬藩政史 上巻による（国立国会図書館デジタルコレクション）

4 塩の道「奥州西海道」

- 「奥州西海道」とは、奥州道中（中通り地方）と相馬領を結ぶ路線である。
- 「相馬藩御経済略記」の寛延三年五月の条に「五月徳胤公^{のりたね}西海道御下」と記載
- 江戸への街道は水戸を経由する奥州浜街道（東海道）が正規の道であり、西海道は謂わば裏街道。

※相馬藩が二本松藩の協力を得て、古道を改修し享保八年（1723）幕府へ届出る 江戸中期（18 初頭）
相馬藩御経済略記（福島県史 9）「閏四月江戸より中村へ道法御届」

「奥州西海道」の行程



5 人々の往来

- 相馬藩主の参勤交代（帰路）に使用。「白髭問屋諸荷物請立帳」によると、7代藩主相馬尊胤^{たかたね}および8代藩主相馬^{もろたね}怨胤が参勤交代に使用の記述有り。（ただし、天明元年（1780）以降は相馬藩主の通行は記録されていない。）
- 藩士の往来（相馬藩・会津藩・二本松藩）相馬港より海路江戸に上下するため利用
特に幕末になると、会津藩・二本松藩・中村藩士の往来が多く記載されている。

※相馬御家中・中村家中、具足の記載多数

- 人足・野馬追い見物・蚕種引配人・蚕糸買い商人

※阿武隈川東岸（川俣一針道―三春（シルクロード）、蛹桶の記載有り

6 何が運ばれたのか

- 農産物
檉板（宝暦十二年）米（安永四年）・菜種（万延元年）
- 海産物
（万延元年頃）
鮭魚・塩ます・まぐろ・かつお・かに・いわし・ほうどし・田作り・うなぎ・秋味・生物・魚樽
（元治二年頃）
にしん・昆布・するめ・塩引・あわび・いか

※相馬近海及び河川で捕れる生魚であり、村上浜（小高）、尾浜（相馬）の産地名が記載

- 塩 荷

塩荷は、「相馬西海道」が開かれる前は、原町・八木沢峠・草野・二枚橋をへて川俣に送られ、川俣で福島行きと二本松行きに分かれ、飯野から木幡・太田を経る街道は二本松城下へ入る。会津の記載有り

※相馬港が頻繁に利用され始めた状況が窺われる。相馬港に松前船が入港し、松前の海産物が内陸に運ばれた事を示している。この内、こんぶ・にしん・塩鮭類は、二本松の間屋から会津に転送されている。

- その他

石灰・焰硝（戊辰戦争直前）

○ 運搬方法

馬（牛）および人足

馬での運搬

- 1 本 馬 ; 一駄として定められていた積荷量は40貫（約150kg）または36貫（約135kg）。
- 2 軽 尻 ; 人を乗せるのに使われた駄馬。人を乗せる場合は手荷物を5貫目（18.8kg）まで、人を乗せない場合は本馬（ほんま）の半分にあたる20貫目（約75kg）まで荷物を積むことができた。
- 3 乗 掛 ; 人を乗せるのに使われた駄馬。人を乗せる場合も20貫目（約75kg）まで荷物を積むことができる。
- 4 一 足 ; 一人5貫目（18.8kg）までの荷物が決まり。

7 文献に残る「塩の道」

右何れも番所無之候 同 岩城領江 同大川原村より 同 同 同野上村より 同 同 同津島村より 三春領江 野川村より 二本松領江 標葉郡之内 同 二枝橋より 同 行方郡之内 同 伊達御領江 山上村枝郷 玉野村より 仙台領江 塚部村より 初野村より 越道 宇多郡之内 南境 三春領 岩城領 西境 伊達御領 二本松 北境 仙台領	御巡見より御尋之節御答之覚 一 御制札并御高札何ヶ所有之哉と御尋被成候へ、札場四拾八ヶ所有之段可申上事 一 名有林山有之哉と御尋被成候へ、無御座と可申上事 一 国境領境江越道御尋被成候へ、国境へ無御座領境越道左之通可申上事
--	---

「御巡検様万事御尋之節御答覚」天保九年（1838）（『大熊町史』より）

一 才田塩 壹駄 但シ六表 夫 寺坂表右工門	慶応三卯年 塩荷主 存級伊左衛門
一 四月十三日 式表 壹両貳朱 取 手前	
一 四月十四日 壹表 壹分壹朱 取 与惣左工門	
一 四月十六日 壹表 貳分壹朱 取 村次	
一 四月十七日 七月七日取 壹表 貳分貳朱 取 藤吉	
一 四月廿三日 壹表 貳分ト四百文 取 弥三右工門	

②

四月七日 相馬原釜 荷主 幸吉	①
枳久保御問屋様 差引壹、五百八十文	
残壹、四百廿文 送り	
八木澤御問屋様 九百四十文 五、四百七十文 送り	
関ノ澤御問屋様 九百貳拾文 四、五百五拾貳文 送り	
飯樋御問屋様 壹、六百貳十文 指引貳、五百三十文 送り	
山小屋御問屋様 壹、六百五十文 残り壹、貳百八拾一文 送り	
上戸澤問屋より白髭問屋之間	
白髭御問屋様 壹、七百五十文	
差引四百六拾九文不足 問屋より払	
小浜御問屋様 貳、五拾文 上戸沢江払 合、貳、五百六拾九文 従小浜 受取	

① 問屋名が記載されている

② 齋田塩（四国産）の記載

①・②「諸荷物請立帳」安政五年 白髭問屋（『東和町史2』資料編）

仕切

相馬塩六拾駄

此諸入料大内より金■

一、代四貫六百弍拾文

外二

一、代四拾文 御塩方御見舞

一、代百文 ■御年始

一、同百文 世話料

四貫八百六拾文

金直シ三分

代三百六拾文

右之通駄賃錢受取

申候已上

大内蔵継■

半沢順助（印）

戊ノ

二月廿六日

市兵衛殿

「塩仕入帳（中村 左平治家 125）」 福島県歴史資料館収蔵

覚

一、相馬塩六拾俵

此入用代四百廿文

岡川屋行

右之通当所入用代受取

申候以上

水沢田屋

■忠蔵（印）

未ノ七月十一日

源次郎殿

「覚（塩仕切）（堀切三郎家 202）」 福島県歴史資料館収蔵

〔端裏書〕

嘉永四亥六月塩方御役人方之書面写、本書ハ差戻し申候

塩約定書之事

一、当領産之塩、大商人並天保十一子年方

弍百俵日数五十日限代金建替、現金并

中直割合之儀者、前金有無不抱割合、

先立取斗候事二而御払申来候得共、御見込通

御利潤ニ至り兼、御難渋被成候趣之处、格別之

御訳柄も有之候二付、当城下町渡辺屋半助江

申付、御株割合之塩為相捌、年々金弍拾兩宛

塩役所江取上ケ置、毎年十月・十一月両月之内

無相違御渡可申候、為後日御約定書如斯

御座候以上

相馬大膳亮内

嘉永四年

亥三月

大浦慶次郎

古市新蔵

半谷治郎左衛門

堀切三郎左衛門殿

「塩約定書之事（堀切真一郎家 429）」 福島県歴史資料館収蔵

8 ふくしまの主要街道と脇街道



参考・引用文献

- 1940 今野美壽 『相馬藩政史 上巻』（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 1981 「東和町史」第2巻 資料編Ⅰ 原始・古代・中世・近世
- 1964 「奥相志」『相馬市史4資料編1』相馬市史編集会
- 1965「相馬藩 御経済略記」『福島県史』第9巻 1985 復刻
- 1978 梅宮 茂「奥州西海道における山木屋問屋の役割」『川俣史談第5号』川俣町地方史研究会
- 1979 佐藤彦一 「相馬藩における在郷給人制について」小林清治先生還暦記念編『福島地方士の展開』名著出版
- 1983 「相馬街道（奥州西海道）中村一本宮」『歴史の道』福島県教育委員会
- 1984 村川友彦 「福島県の塩業史（一）」『研究紀要第6号』福島県歴史資料館
- 1985 村川友彦 「福島県の塩業史（二）」『研究紀要第7号』福島県歴史資料館
- 1985 村川友彦 「地籍図・地籍帳にみる浜通り地方の塩田構造」『研究紀要第8号』福島県歴史資料館
- 1988 丸山佳寿子「江戸時代の流通路 ふくしま―米のいく道・塩のくる道」福島県立博物館編
- 1989 広山堯道 『赤穂の製塩用具』（財赤穂市文化財団赤穂市教育委員会）
- 1990 飯村他 『相馬開発関連遺跡発掘調査報告Ⅱ』福島県教育委員会
- 1993 「福島県の地名」日本歴史地名体系第7巻 平凡社
- 1996 「描かれた塩づくり」赤穂市立歴史博物館 特別展示図録
- 1997 広山堯道『近世日本の塩』雄山閣
- 2000 「図説 相馬・双葉の歴史」郷土出版社
- 2001「図説 二本松・安達の歴史」郷土出版社
- 2003 広山堯道・広山謙介『古代日本の塩』雄山閣
- 2019 西村慎太郎 「相馬中村藩の地域支配と文書実践」『国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究編第15号』